

主催 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

シンポジウム「消費者市民教育の実践」

～東京都における各自治体の取り組みのこれまでとこれから～

【参加費無料・事前申込不要】

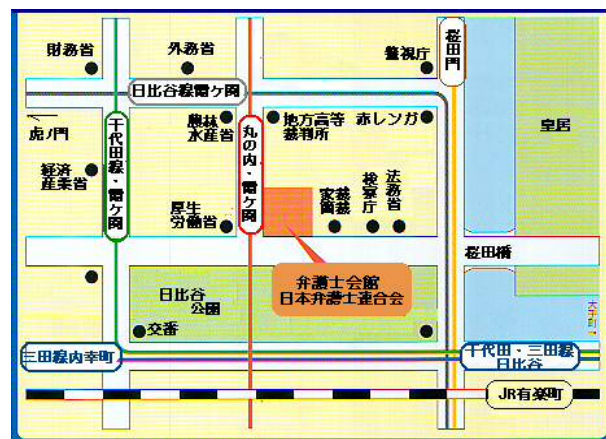
東京三弁護士会では、平成24年12月13日に施行された「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」に定める「消費者市民教育」の効果的な実現を目指し、東京都における関係機関との連携や対応を模索すべく、東京都内の関係機関の担当者を招いて、シンポジウムを開催することとなりました。

本シンポジウムにおきましては、事前に東京都内の各自治体にアンケートを実施したうえで、東京都内の各自治体における取り組みの現状や課題をテーマに、消費者市民教育の実践のためにはどのようにしたらよいかを議論することで、参加者相互に消費者市民教育についての理解を深める場にしたいと考えております。消費者市民教育に関心がある方、消費者市民教育の理解を深めたい方のご参加をお待ちしております。

出演（予定）

（順不同・敬称略）

- ・ 東京都生活文化局消費生活部企画調整課
担当者 1名
- ・ 公益社団法人消費者教育支援センター
総括主任研究員 柿野成美
- ・ 第二東京弁護士会消費者問題対策委員会委員
弁護士 中村 新造
- ・ パネルディスカッションコーディネーター
第一東京弁護士会消費者問題対策委員会委員
弁護士 白石 裕美子



- ◆ 地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 B1-b 出口
(弁護士会館地下1階に直結)
- ◆ 地下鉄有楽町線「桜田門」駅
5番出口から徒歩8分
- ◆ JR山手線「有楽町」駅から徒歩15分

日時: 2015年11月10日(火) 午後4時～午後6時
場所: 弁護士会館3階301号会議室

お問い合わせ: 第二東京弁護士会人権課 TEL: 03-3581-2257 / FAX: 03-3581-3338